

飼料作物品種表示委員会設置規則

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

第1 趣旨

この規則は、飼料作物種子品種表示運用基準（以下「運用基準」という。）第5、第6及び第7に基づき、一般社団法人 日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）内に設置する飼料作物品種表示委員会（以下「委員会」という。）が、協会に備える飼料作物品種名登録簿（以下、「登録簿」という。）に品種名を登録するための審査及び運用基準の遵守等の指導の事務を行うために必要な事項を定める。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 1 協会会員から運用基準第6に基づき品種名の登録申請があった品種について、登録簿への登録の可否を審査すること
- 2 協会会員に運用基準に違反する行為があったと認められる場合において、当該違反行為を行った会員に対し、文書により必要な措置を勧告すること
- 3 その他運用基準の目的を達成するために必要な事務を行うこと

第3 組織

委員会の委員は、次の各号に定める者のうちから協会会長が委嘱した委員をもって組織する。

- 1 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構の役職員
- 2 独立行政法人 家畜改良センターの役職員
- 3 協会の役職員
- 4 その他協会会長が必要と認める者

第4 運営

- 1 委員会は、原則として年2回開催するものとし、協会会長が招集する。ただし、協会会長が必要と認めたときは、この限りではない。
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

第5 品種名の登録

- 1 協会会員であって、品種名の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」

という。)は、所定の登録申請書に必要事項を記入の上、当該品種の来歴、重要な形質に係る特性、均一性や安定性を示す資料に登録申請料（1品種につき2万円（消費税別））を添えて委員会の事務局に提出する。

- 2 委員会は、登録の申請があった品種名について、第6に基づき審査を行い、登録簿への登録の要件を満たすと認められる場合には、協会会員のみがアクセスできる協会のホームページ上に品種名等を公表し、公表後14日の期間について、異議申立者が委員会へ異議申立書を提出することにより、異議申立てを受け付ける。また、審査の結果、登録を認めることが不相当と判断する場合は、その旨を登録申請者へ通知する。
- 3 委員会は、2の期間内に異議申立てがなかった品種名については、協会に備える登録簿に登録し、登録した旨を登録申請者に通知するとともに、協会のホームページ上にその旨を公表する。
- 4 委員会は、2の期間内に異議申立てがあった品種名については、原則として次回の委員会において、申立内容を考慮し再審査することとし、再審査までの間は、仮登録の期間とする。再審査の結果、登録が相当と審査された場合には、異議申立者に異議を却下する旨理由を添えて通知する。
- 5 委員会は、登録申請者その他の者から登録取消の申請があった場合は、登録を受けた者から意見を聞き、審査の上、要請が妥当と認める場合は、当該登録品種名を登録簿から抹消することができる。協会は、登録簿から品種名を抹消した場合には、協会のホームページ上にその旨を公表する。
- 6 登録申請者は、品種名が登録された品種について、品種の来歴等が登録された品種と異なった場合にあっては、登録された品種と遺伝的に別の品種になるので、5により登録取消の申請を行わなければならない。
- 7 登録の有効期間は、登録簿への登録が行われた日から5年間とする。ただし、登録が取り消されたものはこの限りではない。
- 8 7の有効期間の満了後引き続き品種名の登録を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、所定の更新申請書に必要事項を記入の上、更新申請料（1品種につき2万円（消費税別））を添えて委員会の事務局に提出する。
- 9 委員会は、更新の申請があった品種名について、引き続き、登録簿への登録の要件を満たすと認められる場合には、更新した旨を更新申請者に通知するとともに、協会のホームページ上にその旨を公表する。

- 10 更新の申請があった場合において、有効期限の満了の日までにその申請に対する更新の実施又は更新しないことの決定がなされないときは、従前の登録はその決定がなされるまでの間は効力を有することとし、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第6 委員会による審査

委員会は、登録申請者から申請のあった品種が、1から3までの登録要件の全てを満たすか否かについて審査する。

1 次のいずれかに該当すること

(1) 公的機関等による品種証明書が発行されない①から③の品種

① 運用基準第4の1の(1)及び(2)に該当する品種

② 協会会員が自社育成して海外増殖した品種

③ 協会会員が地域適応性調査を行って海外から導入した品種

(2) 公的機関等による品種証明書が発行されるが、品種証明書に記載されている名称を表示することにより、他社に模倣されるなど、協会会員に不利益が生じるおそれがあると認められる品種

(3) 海外で品種登録され、その品種名が日本語表記では差別用語に該当する等、公序良俗に反するおそれがあると認められる品種

(4) その他協会会長が品種名の登録の審査が必要と認める品種

2 当該品種が、重要な形質（早晩性、病虫害に対する抵抗性、耐倒伏性等）に係る特性の全部又は一部によって他に植物体の集合と区分することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ、繁殖させることができる一の植物体の集合であるとの、運用基準第3の品種の定義を満たすこと

3 申請された品種の名称が以下の全てを満たすこと

(1) 複数の名称をもたず、他に同一の名称を持つ品種がないこと

(2) 誤認混同を生じさせないこと

(3) 公序良俗に反するものでないこと

第7 秘密保持

委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第8 事務局

委員会の事務局は、協会内におく。

第9 その他

この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は協会会長が別に定める。

附 則

この規則は、2018年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、2021年3月25日から施行する。